

日本セッション報告③ 外務省記録利用形態の多岐化とその特質について (要旨)

外務省外交史料館 新見 幸彦

1 はじめに

外務省外交史料館は、1971年4月15日、主に戦前期の外務省記録の閲覧、展示、そして編纂を行うため、外務省の一施設として開館しました。この後、1976年に外務省が戦後期の外務省記録を対象とした外交記録公開を開始してからは、これにより公開された戦後期の外交記録も外交史料館で閲覧できるようになりました。また2001年4月の情報公開法施行後は、保存期間を満了した外務省の行政文書のうち、歴史的な文書は外交史料館に移管され、公開されることとなっています。今回の報告では、利用者がこうした外務省記録をより効果的に活用できるよう、外務省記録の各種利用形態やその特質を紹介したいと思います。

2 戦前期外務省記録とその公開形態

戦前期の外務省記録（約48,000冊）は、外交史料館所蔵資料の中核となるもので、その公開形態は原本での公開が原則となっています。原本からは原本のみが持ち得る「臨場感」が得られ、言葉では言い尽くせない存在感と利用価値を有していることは周知の通りです。

外交史料館では、こうした原本での公開とともに、これら外務省記録の中から重要な外交文書を撰文して『日本外交文書』を編纂しています。『日本外交文書』は、基本的に明治初年以來各年毎に、当該年における重要事件・事項に係わる文書を戦前期外務省記録ファイルの中から撰文し、これに編者が文書件名等を付した上で各事件・事項毎に纏めて刊行しています。『日本外交文書』の編纂・刊行は、外務省の事業として1936年に第一巻を刊行して以来、今日まで約70年にわたって継続的に行われており、現在までに193冊の『日本外交文

書』が刊行されています。『日本外交文書』は、外務省記録原本に比し、目的文書へのアクセスや難読文書判読の容易さ等といった一般的特質とともに、編集対象となる案件に直接関係するファイルが消失していても、その他の関係ファイルから出来る限り写し等の文書を探しだしてこれを採録するなど、重要外交文書の「集約」という特質も有しています。

また戦前期外務省記録は、原本の電子画像がアジア歴史資料センターのホームページで順次公開されています。現在までに、約8,600冊、約220万コマがアジア歴史資料センターのHP上で電子画像として公開されています。アジア歴史資料センターHPでの外交文書の利用は、文書検索手段の充実による利便性はもとより、特定外交案件に関する外交文書が、これに密接に関連する防衛庁防衛研究所図書館の旧陸海軍資料や国立公文書館の内政関係資料とともに閲覧できるメリットもあります。

3 戦後期外務省記録とその公開形態

戦後期の外務省記録については、外務省は1976年から、作成後30年を経過した文書を国益やプライバシーの観点から審査し、整理のついたものから案件毎に公開してゆく「外交記録公開」を開始しました。以後、現在までに18回にわたり、約11,600冊のファイルが原則としてマイクロフィルムで公開されています。他方、これまでの18回に亘る外交記録公開でマイクロフィルム等により公開されてきたファイルの外交史料館への移管が進められており、これらファイルは順次原本でも閲覧できるようになっています。

また外務省は、これまでの18回に亘る外交記録公開のうち、第1～5回及び第7、8回公開で公開した文書をマイクロフィルムから電子化して、7月30日から外務省のHPで公開しました。外務省では今後第9回以降の外交記録公開文書についても順次ホームページ上で公開してゆく予定です。

こうした外交記録公開で公開された文書の他、外交史料館では、2001年4月の情報公開法施行後、情報公開法に基づく開示請求により開示された文書のうち、歴史資料としての価値が認められるものの写し（コピー）も順次公開しています。

この他、2001年からは戦後期の外務省記録についても『日本外交文書』の編

纂に着手しました。先ず、対日平和条約発効50周年を期に、対日平和条約締結当時第一線でその衝に当たった西村熊雄元条約局長かまとめた「平和条約の締結に関する調書」を『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』（全五冊）として刊行しました。現在は、平和条約関係外務省記録ファイルから重要な文書を個別的に撰文し、平和条約関係の「特集」を編纂中です。

4 おわりに

このように、戦前期の外務省記録は、①原本、②『日本外交文書』による活字資料、③アジア歴史資料センターHPを通じての電子画像、また戦後期については、①外交記録公開制度により公開されたマイクロフィルム・CD-ROM・原本、②外務省HPでの電子画像、③情報公開法による開示文書のうち歴史資料としての価値があるもののコピー、④『日本外交文書』による活字資料等、外務省記録は色々な形態での利用が可能となっています。それぞれの利用形態とその特質を生かして、外務省記録をより効果的に活用して頂きたいと考えます。



新見氏の発表